【留意事項】個人住民税（市・県民税）における租税条約の適用について

伊勢市

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の国際間での二重課税の回避、または脱税の防止などを目的として、日本国と相手国との間で締結される条約です。
条約を締結している国からの事業修習者などで、市・県民税において租税条約の適用を受ける場合は、①給与支払報告書及び②手続き書類の両方を毎年度ご提出くださいますようお願いします。
※締結相手国及び条約適用要件は国によって異なります。財務省のホームページでご確認ください。

※特定技能は事業修習者ではないため適用対象外です。

①給与支払報告書の摘要欄等への記載について

提出期限：毎年１月31日
（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

給与支払報告書の「摘要」欄、「社会保険料等の金額」欄について以下のとおり記載してください。

●「摘要」欄には、以下（1）～（3）の項目すべてを記入してください。

（1）該当条約・条項（「日〇租税条約第〇〇条該当」と記入）
（2）対象額（適用対象の給与支払金額）
（3）対象期間（適用対象の期間）

●「社会保険料等の金額」欄

租税条約の適用を受ける期間の金額を記入してください。

（別添「【記入例】給与支払報告書（個人別明細書）（租税条約適用の場合）」を参照。）

なお、年度途中で適用対象とならない課税対象分がある場合は、原則、給与支払報告書を適用対象分と課税対象分の２枚に分けてご提出ください。

※摘要欄の記載内容から適用要件が確認できない場合は、市・県民税に適用できないことがありますので、給与支払報告書を提出する際は、必要項目が記載されているかご確認ください。

②租税条約を適用するための手続き書類について

提出期限：毎年３月15日
（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）

①（給与支払報告書への記載）のほかに、以下のすべての書類を期限内に提出してください。

※適用対象期間中に在留カード等更新があった場合は、全ての期間が途切れなく把握できる書類を添付してください。

（1）管轄の税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し
（2）在留カードの写し
（3）事業修習者であることを証明する書類（事業修習者の場合） 例：雇用証明書等

※ （1）については、租税条約による所得税の免除を受ける際に、源泉徴収義務者（事業所）を通して、管轄する税務署へ提出するものです。詳細については、管轄の税務署や国税庁のホームページでご確認ください。この届出書は税務署に提出するだけでなく、本市にも写しをご提出ください。